IEEJ 地球温暖化ニュース

Vol.20（2010 年 2 月～2010 年 6 月）

財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

リーマンショック以降の経済危機、ギリシャの財政破綻など世界各国は直面した経済問題の解決のために奔走しています。なお、コペンハーゲンにおいて法的拘束力のある合意に至らなかったことから、2013 年以降の気候変動問題に対応する国際枠組みに不確実性が増す一方で、各国では様々な動きが見られています。

本稿では、2010 年 2 月から 2010 年 6 月にかけての注目すべきポイントを中心に、気候変動対策に関する国内外の動向をご紹介します。

地球環境ユニット総括　山下ゆかり

目次

1.　コペンハーゲン合意の目標提出状況と今後の位置づけ……2
2.　先進国による気候変動資金の拠出動向……3
3.　エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム第 6 回会合……4
4.　BASIC、2011 年を気候変動条約の最終期限にすることで一致……5
5.　フランス、炭素税導入を見送り―EU における炭素税をめぐる動き……6
6.　米国議会上院でエネルギー・気候変動法案が公表……7
7.　中長期目標を定める気候法案がカナダ議会庶民院を通過……8
8.　豪州、排出権取引制度導入を 2013 年以降に延期……9
9.　中国 2012 年から炭素税導入か……10
10.　地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ公開される……11
11.　地球温暖化対策基本法案が廃案に……12

1. コペンハーゲン合意の目標提出状況と今後の位置づけ

2009 年 12 月の第 15 回気候変動枠組条約締約国会合（COP15）において、「コペンハーゲン合意」（Copenhagen Accord）が首脳級で作成され、全体会議で「留意する」という決定がなされた。コペンハーゲン合意では、「2010 年 1 月 31 日までに賛同の意思、および附属書 I 国は削減目標、非附属書 I 国は行動計画を提出する」とされており、6 月 16 日時点では削減目標の提出が 15 カ国および EU（27 ヶ国）、行動計画の提出が 38 カ国、賛同の意思表示のみ行っているのが 55 カ国である。

気候変動枠組条約の締約国が 196 カ国（オブザーバーを含む）であることを勘案すると、130 カ国以上から賛同を得ていることは、コペンハーゲン合意の重要性が締約国の間で広く認識されていることの表れと考えられよう。しかしながら、本文書を今後の交渉から排除しようとする意見も根強く存在する。2010 年および今後の国際交渉においては、コペンハーゲン合意の位置づけを巡る議論が焦点の一つになると予想される。

4月9日~11日にドイツ・ボンで開催されたAWG-LCA9においても、先進国をはじめとする国々はコペンハーゲン合意を今後の交渉テキストに要素として盛り込むべきと主張した一方で、中国・インド・サウジアラビア・ボリビア・ベネズエラ・キューバ等はCOPで合意された文書でないことを理由に反対するなど、意見の対立が見られた。

結果的にはAWG-LCA9結論文書のパラグラフ5において、「AWG-LCA議長が自らの責任で締約国間の交渉を促進する文書を準備するよう求める。また当該文書はAWG- LCAがCOP15に提示した報告書、およびその報告書に基づくCOPの作業を利用すること」とされた。すなわち「コペンハーゲン合意の要素を盛り込む」という指示は明記されず、解釈の余地を残す文言となった。

続く 6 月 1 日~11 日にボンで開催された AWG-LCA10 では、交渉促進のためのテキストが AWG-LCA 議長によって提示され、それに基づいた議論が行われた結果、最終日前夜に新テキストが議長により作成された。新テキストの中には、「先進国は 2020 年までの削減目標をコミットし、附表 I の形式で提出する」などの、コペンハーゲン合意と類似した表現が見られるが、これはあくまでも議長が交渉促進のために作成したテキストであり、締約国間で合意されたものではない。コペンハーゲン合意の今後の位置づけは、依然として流動的な状況のままであると言える。

（文責　浅田芳宏）

（出所）

[1] UNFCCC ホームページ　コペンハーゲン合意
http://unfccc.int/home/items/5262.php

[2] AWG-LCA9　結論文書
http://unfccc.int/resource/docs/2010/awglca9/eng/l02.pdf

[3] Earth Negotiation Bulletin　vol.12 No.460
http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12460e.pdf

2. 先進国による気候変動資金の拠出動向

気候変動の緩和策、適応策にあたり譲許的な公的資金の活用が重要かつ不可欠であるという認識は、先進国間で共有されているものの、これまで、コペンハーゲンアコードにおける 2012 年までの目標約束（pledge）額の 300 億ドル[1]に至っていなかったことから、動向が注目されていた。

世界資源研究所（WRI）の最新の取り纏めによると、2010 年から 2012 年の各国の資金合計は約 100 億ドル/年である。概算内訳は、わが国の 63 億ドル/年を中心とし、米国が 13 億ドル/年（うち 25%は森林減少防止）、EU が 25 億ドル/年とされている。[2] ギリシャ財政危機等の課題の下、欧州勢の資金拠出の動向が注目されたが、5 月に行われた EU 財務相会合においては、各国による資金分担（burden sharing）に係る議論は行わないとし、既存の二国・他国間協力等を通じた資金支援スキームを生かすことも認められることとなった。今後は、実際の資金支出（disbursement）の動向や既存協力枠組みの準用、資金の追加性の議論が注視される。

他方、わが国は資金協力においても、多大な貢献を行っていることから、コペンハーゲン基金等の国際的な資金支援のルール作りに対する関与、及びインプットが課題となりえるだろう。今後、資金メカニズムの議論においては、資金支援と測定/報告/検証（MRV）のあり方、またセクタークレジット等の新たな手法[3]についても、アジェンダとなるであろう。ODA では、既存のモニタリングスキームである「援助効果にかかるパリ宣言」をベースに検討が行われていくものと推察されているが、その他の資金スキームについては、各国が水面下で検討を重ねている模様が垣間見える。

技術協力を一つのビジネスチャンスと捕らえ、「鳩山イニシアティブ」の活用をベースとすれば、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）など、産業界を含めたセクトラルアプローチの制度構築の枠組みの中でのデータ収集の方法論、優良技術集などの経験を有効に活用しつつ、資金の効果をあげていく必要がある。例えば、国際協力銀行（JBIC）などでは、これらの技術評価を一部参考にするメニューも創設されている。単なる資金拠出に留まらない、わが国の成長戦略やインフラ輸出をにらんだ戦略的な資金の活用が肝要である。

（文責　柳美樹）

（出所）

[4] Summary of Climate Finance Pledges Put Forward by Developed Countries Share, Athena Ballesteros, Kaija Hurlburt and Kirsten Stasio June 5, 2010,World Resources Institute
[5] EU ministers agree broad outline for climate aid, Euractive
[1] JBIC　地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業に対する支援（「地球環境保全業務：GREEN」）について　2010 年 4 月 1 日

[1]コペンハーゲンアコード中「先進国は、2010～2012 年の間に 300 億ドルの新しい、追加的な資金による支援を共同で行うこと、ならびに、2020 年までに共同して年間 1,000 億ドルの資金の活用を約束する」と明記されている。

[2] WRI によると、EU メンバーによる pledge 額は、約 29 億ドル・年(2.4 billion ユーロ)。主要国の内訳は、英国 8 億ドル/年、独国 4 億ドル/年、仏国 5 億ドル/年（うち 20%森林減少防止）。昨年 1 2 月に、英仏は innovative finance として為替取引における「トービン税」の導入を提案 (The Guardian, December 11, 2009)。

[3]この他、各国に適した緩和行動 (Nationally Appropriate Mitigation Actions: NAMAs)のクレジット化、二国間クレジット、国際航空及び外航海運への課税等の議論が行われている。

3. エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム第 6 回会合

エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）第 6 回会合は、2010 年 4 月 18～19 日に米国ワシントン DC で開催され、マイク・フローマン米国国家安全保障次席補佐官が議長を務めた。参加国は、従来のメンバー国に加え、コロンビア、グレナダ及びイエメンがオブザーバーとして出席した。本会合では、参加国は COP16 においては何を成果とするのか、また、COP16 において評価できる成果を得るためには何をすべきかを明らかにすることを中心に議論した。この中に、各国は、

- 「コペンハーゲン合意」は交渉前進のための重要な一歩であり、COP16 に向けての交渉に反映されるべき政治合意を提供しているとの点で意見が概ねに一致した。
- COP16 で達成すべき目標及び COP16 以降については、京都議定書の役割や成果の法形式についても議論が及ぶとともに、COP16 においては、「コペンハーゲン合意」を踏まえたバランスのとれた一連の決定に最低限合意すべきであるとの感触が得られた。
- 年末に向けてすべきことについては、MRV（測定、報告及び検証）等透明性に係る「コペンハーゲン合意」の規定を掘り下げる必要性等が指摘された。また、公平性、市場の役割、同合意の下で既に国内で行われている緩和行動、森林減少からの排出の削減等に関する発言があった。MEF 参加国は、COP16 議長国であるメキシコの努力を支持した。
- 多数の国が、「コペンハーゲン合意」の短期資金に関し、早期に実施に移すことの重要性に留意した。また、数か国から、同合意の下でのコミットメントに対応し、既に実施に移している措置についての紹介がなされ、途上国からも好意をもって受け止められた。

日本政府は、これまで同様、すべての主要国が参加する公平で実効的な枠組みを構築するため、「コペンハーゲン合意」を踏まえて、新しい一つの包括的な法的文書の採択を目指すべきとの立場で議論に積極的に参加した。短期資金については、鳩山イニシアティブの国内検討状況やできるものから実施していく等の基本的考えを紹介した。また、地球温暖化対策基本法案についても紹介した。

（文責　ガン　ペックイエン）

（出所）

[1] 米国国務省ホームページ：第 6 回 MEF 会合
http://www.majoreconomiesforum.org/past-meetings/the-sixth-leaders-representatives-meeting.html

[2] 日本外務省ホームページ：エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム第 6 回会合概要
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/mef_1004.html

[3] Reuters、2010 年 4 月 20 日　Major economies focus on finance at climate meeting
http://www.reuters.com/article/idUSTRE63J06F20100420

4. BASIC、2011 年を気候変動条約の最終期限にすることで一致

2010 年 4 月 25 日、南アフリカのケープタウンにおいて、第 3 回 BASIC（ブラジル、南アフリカ、インド、中国）閣僚会合が開催された。会合では、1 月にインドで開催された第 2 回会合での合意をもとに、以下の点について合意に達した。

2012 年以降の気候変動に関する法的拘束力のある多国間の合意に向けて 2010 年のメキシコ、あるいは 2011 年の南アフリカまでの交渉成立を目指して、BASIC 諸国が多国間交渉で協調して行動することに合意している。交渉の方針として、次のような 2 つを掲げている。

1. 「衡平性」、「共通だが差異ある責任と各々の能力」の原則を前提とし、政治的にバランスの取れた正式な交渉を 2 つの AWG（Ad hoc Working Groups）において行う
2. 2010 年に fast-start 資金 100 億ドルによって気候変動を適応･緩和する実際的なアプローチを開発し、試験し、証明し、これを包括的なパッケージとして通知する

また、前回、1 月 24 日にインドのニューデリーで開かれた第二回会合の結果を受けて、以下の事項を COP16 までに加速させることを確認している。

- 先進国による短期資金(fast-start funding)[4]100 億ドルを年内に速やかに提供すること
- REDD+メカニズムを実施すること
- 技術開発と技術移転を加速させること
- 適応枠組みを含む実施計画の策定
- 資金、技術、キャパビル支援の共通 MRV フォーマットの整備

将来的な資金提供について、以下の点を指摘している。

- コペンハーゲン合意に基づく、短期的、中期的資金の提供を確実に実行すること。先進国は、短期的資金として 300 億ドル（2010-2012）、中期的資金として毎年 1000 億ドル（2020 年まで）の両方を提供すること
- 2 つの資金は、適応・緩和のバランスをとって実施されること。

次回の第 4 回 BASIC 閣僚会合は、7 月にブラジルで開催される。さらに、COP16 直前の 10 月に中国で 5 回目の会合を開催することが決定された。

（文責 清水　透）

（出所）

[1] Joint Statement issued at the conclusion of the Third Meeting of BASIC Ministers
http://moef.nic.in/downloads/public-information/BASIC-statement.pdf

[2] AP 通信 S Africa hosts developing countries on climate talk,
http://www.google.com/hostednews/ap/article/ALeqM5jxHqW44PnoWf47_7zwEufoyoferAD9F9EHQO0

[3] ロイター通信 Developing nations want 2011 climate pact deadline
http://www.reuters.com/article/latestCrisis/idUSLDE63O0EX

[4] 2009 年の COP15 において、先進国は共同で、短期資金として 2010 年から 2012 年までの期間に、300 億ドルの新規で追加的な公的資金を開発途上国に優先的に配分する。

5. フランス、炭素税導入を見送り—EU における炭素税をめぐる動き

フランスの憲法会議は 2010 年 1 月 1 日から導入が予定されていた炭素税について、免税対象が多すぎて税の平等原則に反し、CO2 削減の負担が少数の消費者に偏っているとして、2009 年 12 月 29 日違憲との判断を下した。憲法会議は、排出量が大きい事業所など 1000 か所以上が課税を免除されるなど、産業からの CO2 排出の 93%が免税対象になっていると試算している。2009 年 9 月 10 日にサルコジ大統領は 2010 年 1 月 1 日から炭素税を導入すると発表し、家庭および企業で消費される石油、ガスおよび石炭を対象に、二酸化炭素 1 トン当たり 17 ユーロが課せられ、課税率は段階的に引き上げられる予定であった。

憲法会議の違憲判断に対して、2010 年 1 月 20 日、フランス政府は、炭素税に関する法案を修正して閣議決定した。政府は修正法案を議会に送り、7 月 1 日の導入を目指すとしていた。しかし、3 月 23 日、フランス政府は、炭素税の導入を見送ると発表し、フィヨン首相は、炭素税は「ほかの欧州諸国と協力した」場合のみ実施されるとし、フランスは EU に対して共同歩調をとっていくよう求める意向を示した。

一方、EU レベルでは、欧州委員会が 4 月 6 日、「世界レベルでの革新的資金」というスタッフ作業文書を公表し[5]、排出量取引制度に加えて、炭素税という炭素排出への価格付けの余地があるとするとともに、炭素課税の分野では、EU 大の枠組みにより単一市場における問題のいくつかを削減でき、既存エネルギー税の炭素税部分の適用の EU レベルでの調整が重要になるとしている。

また、5 月 26 日には、欧州委員会が、EU の温室効果ガス削減目標を 1990 年比 20%から 30%へ引き上げるオプションの分析を示したが[6]、この分析では、排出量取引によってカバーされていないセクターにおける CO2 排出を対象にする税の導入は、引き上げられた目標を達成するのに大きく寄与する可能性があるとされている。

（文責　田上　貴彦）

（出所）

[1] 「フランス憲法裁、炭素税を違憲と判断『平等原則に反する』」AFP，2009 年 12 月 30 日

[2] 「フランス、修正炭素税法案を閣議決定」AFP，2010 年 1 月 22 日

[3] 「フランス、炭素税導入を見送りへ」AFP，2010 年 3 月 24 日

[4] 欧州委員会， Innovative financing at a global level, SEC(2010)409 final，2010 年 4 月 1 日

[5] 欧州委員会， Analysis of options to move beyond 20% greenhouse gas emission reductions and assessing the risk of carbon leakage, COM(2010) 265/3，2010 年 5 月 26 日

[5] 世界経済・金融危機により生じた EU 諸国および世界での財政統合の必要性、および、金融の安定性、気候変動および開発の分野の世界的課題を満たすための財源の必要性を背景に、2009 年 10 月の会合で、欧州理事会は欧州委員会に対して、途上国による緩和・適応戦略実施を支援するための資金フローを含む、世界レベルでの革新的資金を検討するよう求めるとともに、欧州議会も欧州委員会に対して 2010 年 3 月に、途上国における適応・緩和の支援を含む、世界金融取引税の評価を行うよう求めていた。スタッフ作業文書は金融セクター、気候変動および開発に関する世界レベルでの革新的資金の可能性を、財源ポテンシャル、効率性、公平性および法・行政的側面という基準に基づいて評価している。分析によれば、炭素排出への価格付けなど、財源の確保と市場効率性の改善という「二重の配当」が得られるいくつかの手段がある。また、炭素国境税は、貿易紛争および報復措置につながるリスクがあり、実施可能性および行政コストに関する懸念も生じるとしている。

[6] このコミュニケーションは、閣僚理事会が 30%排出削減への条件付き引き上げの影響の評価を示すよう求めたのに対応するものである。

6. 米国議会上院でエネルギー・気候変動法案が公表

2010 年 5 月 12 日、米国議会上院で長期間にわたり水面下の交渉が続けられていた新しいエネルギー・気候変動法案である「米国電力法（The American Power Act）」（通称、Kerry-Lieberman 法案）が公表された[7]。上院で 2009 年 9 月に提案された Kerry-Boxer 法案は、同年 11 月に環境公共事業委員会を通過後、上院通過に必要な 60 票の獲得可能性が低いことから、審議がストップしている。今回発表された法案では、原子力、国内石油・ガス開発等について大幅に譲歩することにより、共和党議員や保守的な民主党議員の票を獲得することを狙っている。下表に Kerry-Lieberman 法案が提案する排出量取引制度に関する主要点をまとめる。

項目	Kerry-Lieberman 法案の内容
排出削減目標	2020 年 17%削減、2050 年 80%削減（ともに 2005 年比）
制度開始時期	2013 年（産業・天然ガス部門は 2016 年から）
規制対象ガス	CO_2, CH_4, NOx,SF6, HFCs[8]、PFCs、NF_3
主な規制対象設備	①石油精製製品の供給者、②電力事業者、③天然ガス供給会社、④特定の産業セクターや、年間排出量が 2 万 5 千 t-CO_2 以上の産業固定排出源
排出枠の配分	・無償割当：規制対象セクター（電力供給事業者、天然ガス地方供給事業者、石油精製事業者、エネルギー・貿易集約型産業など）や、各種プログラム（技術開発、適応、早期行動など）へ割当。 ・オークション：排出枠売却収入を、消費者保護、国民への還元、高速道路の整備、財政赤字削減へ充てる。 ・無償割当からオークションへ段階的に移行し、2035 年には全量オークションへ。
石油製品の取扱い	・石油精製製品供給者は、排出量取引に参加しない。 ・四半期ごとに政府決定価格で政府から排出枠を直接購入する。
排出枠価格の上下限	・下限：2013 年$9、2014 年以降インフレ率＋3%で上昇。 ・上限：2013 年＄25、2014 年以降はインフレ率＋5%で上昇。
オフセット利用上限	・オフセット総量の上限値年間は 20 億 t。国内オフセットが不足する場合、海外オフセットクレジットの利用上限は 10 億 t。 ・海外オフセットは、各規制対象設備の排出上限値の 25%まで利用可能。
国境調整	一定の条件を満たす場合、2020 年以降、米国への製品輸入の際に、排出枠の提出を義務付ける国境調整措置を設ける

米国議会の中間選挙を 11 月に控え、限られた審議日程の中で、上院における今後の同法案の審議の進捗が注目される。メキシコ湾で発生した大規模な原油流出事故が審議に及ぼす影響も大きいと思われる。また、下院が既に可決した「米国クリーンエネルギー・安全保障法案」（通称、Waxman - Markey 法案）との一本化も必要であり、今年中に米国でエネルギー・気候変動法案が成立するかどうか、予断を許さない状況が続いている。

（文責　田中　鈴子）

（出所）

[1] John Kerry 上院議員ホームページ
http://kerry.senate.gov/americanpoweract/intro.cfm

[7]起草に参加していた共和党の Lindsey Graham 上院議員が公表予定日の直前に離脱を表明したため、民主党の John Kerry 上院議員と独立系の Joe Lieberman 上院議員による共同提案となった。
[8] 化学品製造の過程で固定排出源より発生するもの。

7. 中長期目標を定める気候法案がカナダ議会庶民院を通過

2010 年 5 月 5 日、気候変動説明責任法（Climate Change Accountability Act; CCA 法）案[出所1]が、議会下院において可決した。同法案は、かつて 2007 年に審議されたことがあるが、2008 年の下院解散に伴う総選挙により、審議が打ち切られ廃案となった。一方、保守党による Harper 政権は、2007 年 4 月に京都議定書の排出目標の達成が不可能であるとし、「現在の排出量を 2020 年までに 20%削減する」という新たな目標を定めていた。その後、同政権が 2010 年に提出したコペンハーゲン合意に基づく目標は、米国の最終的な削減目標と連携しつつ 2020 年までに 2005 年比 17%の排出削減を行うというものであった。保守党の主要な支持基盤の一つに、石油産業が多く立地するアルバータ州があることもあり、産業部門に対する規制に消極的な姿勢をとり続けている。

このような中、CCA 法案は新民主党（NDP）の Bruce Hyer 議員による議員立法として提出された。同案では、LULUCF（土地利用・土地利用変化及び林業）を除くカナダにおける GHGs（温室効果ガス）の排出を 2050 年までに 1990 年比 80%、2020 年までに同比 25%削減するという目標を定めている。また、環境大臣が GHGs 排出目標計画に係る中間報告を 5 年ごとに作成し議会へ提出するとともに、環境と経済に関する円卓会議がレビューを行う。さらに、目標達成のための政策として、排出量の制限・排出効率基準の設定、排出削減に資する技術等の導入・普及支援策、排出権取引などの導入を認めている。CCA 法案は、カナダの削減目標の策定に重きを置いており、個別措置に関する検討は、国の方針である削減目標が定まった後に行われることになる。これは、削減目標と個別措置を一体で考える EU や米国のアプローチとは異なる一方、日本の地球温暖化対策基本法案における考え方と類似している。

2010 年 6 月にカナダで開催された G8／G20 会合において、気候変動問題が主要議題にはならなかったことからも、Harper 政権の気候変動対策に対する消極的な姿勢が伺える[出所2]。自由党の環境・エネルギーに係る政策批判者である D. McGuinty 議員は、カナダが気候変動問題に対して主導的な立場を示さないことで、クリーンエネルギーに係るビジネスチャンスを逃すと述べている[出所3]。自由党は、2008 年の選挙戦において排出量取引制度の導入や GHGs 排出がゼロのエネルギー利用を 2 倍に引き上げる Renewable Power Production Incentive の推進を掲げており[出所4]、CCA 法案の採決に際しても新民主党・ブロック・ケベコワと共に賛成票を投じている。今後、上院による審議、採決へと進むが、上院における与党･保守党の議席数は過半数を下回っており、法案を阻止するには野党の協力が必要である。自由党が、低炭素に係る市場の開拓と雇用創出を目指すことによって政党支持につなげようと考えれば、上院においても野党 3 党が支持する可能性もある。今後のカナダの気候変動政策について注視する必要があろう。

（文責　坂本　智幸）

（出所）

[1] カナダ議会、An Act to ensure Canada assumes its responsibilities in preventing dangerous climate change（C-311）

[2] 2010 年 6 月 25 日、26 日" G8 Muskoka Declaration Recovery and New Beginnings ", ムスコカ・サミットホームページ, http://g8.gc.ca/g8-summit/summit-documents/g8-muskoka-declaration-recovery-and-new-beginnings/

[3] 2010 年 5 月 13 日付け、カナダ自由党（インターネット）、" Canada snubs world leaders on G8/G20 priorities"

[4] カナダ自由党（2008）、"the Green shift Building a Canadian Economy for the 21st Century"

8. 豪州、排出権取引制度導入を 2013 年以降に延期

4 月 27 日ラッド首相は排出量取引制度の導入について 2013 年以降に検討することを発表した。2009 年 5 月から国会で審議されていた排出量取引制度関連法案「炭素汚染削減スキーム（Carbon Pollution Reduction Scheme、以下 CPRS と略）」は 2011 年 7 月からの導入を目指していた。しかし、上院･下院ねじれの状況下では、下院は通過したものの上院で 2 度否決され、2010 年 2 月に 3 度目に提出されたが、上院では審議を拒否した。

Wong 気候変動相は政府の排出量取引制度を支持する姿勢は変わっていないと強調したが、Ferguson 資源相は現在の CPRS 法案のままでの上院通過の可能性は低いとの見解をみせている。野党は年内に実施されると予想される総選挙で排出量取引制度が争点となるのを避けるためと批判している[出所 1]。

CPRS 法案を巡っては、野党保守連合は同制度の産業への負担が大きいと非難し、グリーン党は排出削減が十分ではないとして同法案に対して反対していた。コペンハーゲンで法的拘束力のある合意に至らなかったことで、国内規制強化の根拠が弱くなったことやラッド首相が率いる労働党に対する支持率が著しく低下したことなどが影響したと見られる。

しかし、排出量取引制度導入延期への方針転換は今まで環境問題への積極的取り組みを売りとしてきた労働党政権の支持をさらに引き下げる結果となり、労働党の支持率は 30%台までに下落した[出所 2]。そして、総選挙を前にした支持率の急落を背景に首相交代が起こり、6 月 24 日、豪州史上初めての女性首相が誕生した。早速新首相 Gillard 氏は炭素価格について検討することを最初の記者会見において表明しているが、炭素価格の前提として「社会的合意」を挙げており、環境派からは事実上排出量取引制度の延期宣言であると言った批判が起きている[出所 3]。

（文責　金　星姫）

（出所）

[1] The Australian 2010-4-27

[2] The Australian 2010-6-5

[3] The Australian 2010-6-24

9. 中国 2012 年から炭素税導入か

炭素税は、汚染者負担原則(polluters pay principle)に基づき、化石燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量に応じて燃料に対して課税する税である。価格効果によって二酸化炭素排出量を削減するために、1990年代前半からデンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、オランダ、ドイツなどヨーロッパを中心に炭素税やエネルギー税が導入されている。

中国政府は、2020 年までに他に GDP 当たりの二酸化炭素の排出量を 2005 年に比べて 40%―45%削減する目標を公表した。この目標に向けて、中国政府は行政組織の強化、エネルギー政策の整備、技術開発などに取り組んでいる。炭素税もその対策として検討されている。

2010 年 5 月に、国家発展改革委員会と財政部の研究グループが発表した「中国炭素税徴収問題研究報告書」中で、炭素税導入の必要性と実効性があることを示唆し、中国における炭素税徴収の枠組みを提案した。報告書は炭素税導入の適切な時期として 2012 年前後を想定しており、二酸化炭素排出量に応じて一定の額を課す「定額税率方式」を提案した。その内容は以下のとおりである。

１．課税品目

徴収対象は石炭、天然ガスなどの化石燃料、2010 年から $CO_2$1 トン当たり 10 元（1.46 ドル）を徴収し、2020 年から 40 元まで引き上げる案が有力である。これに対し、環境部の研究グループは 2012 年から 20 元、2020 年から 50 元にすべきと主張している。

２．課税対象

汚染者負担原則に基づき、化石燃料を消費し、二酸化炭素を排出している企業・事業者・個人が対象となる。今回の提案では、国有企業、集団企業、民間企業（外資企業も含む)、株式企業、行政部門、軍需企業、民間団体など企業と事業者を徴収対象とする。

３．税収の配分と使途

中国では、中央政府のみの収入になる国税、中央と地方の両政府の収入になる共通税、地方政府のみの収入になる地方税の 3 種類に区分される分税制を実施している。炭素税は第二種の税で、配分は中央政府が 70%、地方政府が 30%である。税収は省エネ・環境保護産業並びに企業への助成に当てるべきとされ、二酸化炭素排出削減に努力する企業や CCS(CO_2 の回収・貯留)技術の開発に取り組む企業に対し減税・減免・還付措置を実施することとしている。また、エネルギー集約産業に対しては、産業保護措置により一定期間に減免・還付する。

中国国家発展改革委員会と全国人民代表大会はこの政策を検討しており、実施されれば「第 12 次五ヵ年計画」からになるだろう。「第 12 次五ヵ年計画」は今年の末に発表され、2011 年 3 月に決定される予定であるが、そこで炭素税を導入するかが明らかになる。

（文責　周　夏露）

（出所）

[1] エコロジーエクスプレス、2010 年 5 月 13 日
https://www.ecologyexpress.jp/content/asia/CHI-2010051401001.html

[2] 経済参考報(中国)、2010 年 5 月 11 日
http://jjckb.xinhuanet.com/gnyw/2010-05/11/content_220733.htm

10. 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ公開される

2010 年 3 月 31 日（水）に、環境省より環境大臣試案として「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案」が発表された。

これは地球と日本の環境を守るために温暖化対策は喫緊の課題であるという認識の元、2020 年までに温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減、さらに 2050 年までには同 80%削減を実現するための対策・方策の道筋を提示したものである。具体的には、2020 年目標の達成を実現するための主な対策として、

① 新築住宅・建築物は 100%省エネ基準達成
② 新車販売の 2 台に 1 台を次世代自動車[9]に
③ スマートメーターを世帯の 80%以上に設置
④ 太陽光発電を最大 1,000 万世帯に普及

等があげられている。これらを行うことで地球温暖化対策を行いつつも「我慢ではなく快適で豊かな暮らしを実現することが可能」としている。

これに対し、2010 年 4 月 28 日（水）には、本試案の元となった「中長期ロードマップ検討会」の議論について疑問を呈する意見が「地球温暖化問題に関する閣僚委員会副大臣級検討チームタスクフォースメンバー有志」により（財）日本エネルギー経済研究所ホームページに公開された。それによると、

① 経済影響分析について、技術革新に係る外生値やパラメータについて技術ロードマップや財政規律等を踏まえた慎重な検討が行われていない。
② タスクフォースにおける各研究機関の分析結果と試案に用いられた分析結果との比較では、限界削減費用は大差ないにも関わらず GDP ロスだけが非常に小さくなっている。
③ 温暖化対策による新規投資による需要創出のプラス効果のみに着目し、エネルギー多消費産業へのマイナス効果について考慮していない。
④ 対策の積み上げ分析において、実現可能性や財政規律とのバランスを考慮した検証が十分に行われていない施策が見受けられる。
⑤ 対策に必要な投資額について考慮されていない費用がある。

等として、科学的・専門的な見地から開かれた議論の中で、精査を望みたいとしている。

なお、環境省ではこの環境大臣試案について 2010 年 4 月 12 日（月）より意見の募集を行っており、広く国民が地球温暖化対策について理解し、かつ協力できるような形に議論が進むことが期待される。

（文責　高橋　良介）

（出所）

[1] 環境省ホームページ：地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mlt_roadmap/shian_100331/main.pdf

[2] （財）日本エネルギー経済研究所ホームページ：環境省「中長期ロードマップ検討会」分析へのコメント
http://eneken.ieej.or.jp/press/3136.pdf

[9] ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、ＣＮＧ自動車（天然ガス自動車）等

11. 地球温暖化対策基本法案が廃案に

これからの地球温暖化対策の基本原則を定める地球温暖化対策基本法案が 3 月 12 日（金）に閣議決定された。その概要は下記の通りである。

<地球温暖化対策基本法案の概要[1]>

(3) 温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標

温室効果ガスの排出量について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020 年までに 1990 年比で 25%削減する。また、2050 年までに 1990 年比で 80%を削減する。

再生可能エネルギーの供給量について、2020 年までに一次エネルギー供給量に占める割合を 10%に達するようにする。

(4) 地球温暖化対策の基本となる事項

〔1〕基本計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定する。

〔2〕基本的施策

国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設という主要な 3 つの制度の構築に加え、原子力に係る施策、エネルギーの使用の合理化の促進、交通に係る政策、革新的な技術開発の促進、教育及び学習の振興、自発的な活動の促進、地域社会の形成に当たっての施策、吸収作用の保全・強化、地球温暖化への適用、国際的協調のための施策等について定める。

(5) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(3)のうち中期目標については政令で定める日から施行する。

この基本法案は 5 月 18 日（火）の衆議院本会議で可決されたが、その後の首相交代による混乱で、参議院では採択まで至らず、結局廃案となった。これに関して、小沢環境大臣は次期国会に再提出して成立を図る意向で、菅首相も「基本法案の修正は考えていない」と国会答弁の中で述べている。しかし今回成立しなかったことで、基本法案の中で“法制上の措置について、施行後 1 年以内を目処に成案を得る”とされていた排出量取引制度の今後の検討について、「影響が無いとは言えない」と小沢環境大臣は述べている[2]。

（文責　柴田　憲）

（出所）

[1] 環境省ホームページ

[2] 小沢環境大臣記者会見（6/11）

お問合せ：report@tky.ieej.or.jp